

「不当処分撤回」闘争に区切り

『労働基本権の早期回復』めざし、全国の仲間と連帯した運動構築へ



月2回刊=1413号
2014年5月30日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジョー印刷企画
一部 40円
組合員購読料は組合費に含む

賃貸だから
カンケーナイ?

火災共済・自然災害共済は家財だけでも加入でき、「再取得価額」で保障されるってご存じでしたか?
自然災害共済に大型タイプが登場!

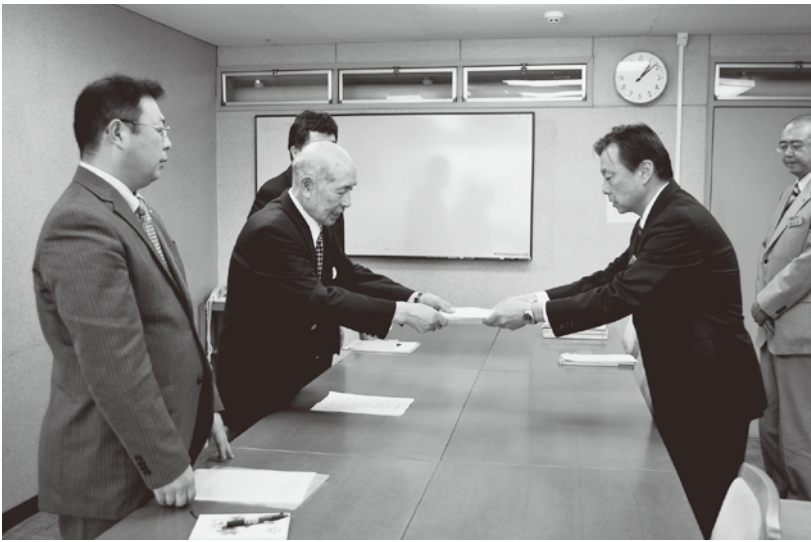
しちろうの火災共済・自然災害共済

自治労共済本部
詳しくは所属する組合まで

不服申立てを取り下げ

高橋主任代理人から人事委員会に取下書を提出

過去のストライキに対する懲戒処分の撤回を求めて人事委員会での審理を続けてきた不服申立について、高橋文雄主任代理人（元県職労中央執行委員長）は5月22日、申立を取り下げ、約40年にわたる歴史的闘争は、区切りを迎えることとなった。



「取下げ書」を提出する高橋主任代理人（元委員長・写真左）



人事委員会側と会談する左から小田嶋副委員長、高橋主任代理人、大崎書記長

70年代から80年代にかけて、組合員とその家族の生活と権利を守るために闘ったストライキに対し、当局は無を確かめることなく、

当時の組合役員に対して一時的に処分を行った意図的な組織介入と言えらるものだった。

当時の先輩方は、不当処分の取り消しを求めて人事委員会に不服申立を行って

きたが、被処分者の多くが退職や死亡といった現実を迎える中であって、現時点では当該処分を撤回させるだけの証拠・証言を得ることが困難となってきたこと

等を踏まえ、高橋主任代理人は当該申立にかかる取下書を人事委員会に提出し、受理された。

先輩方は、賃金労働条件の改善を訴え、厳しい闘いを積み重ねる中で、適正な労使関係を確立させると共に、現在の様々な労働条件の根幹を築いてきた。県職

労としても、不当処分の撤回に向けた闘争態勢を構築しながら、この間15回にわたる「反弾圧集会」等を開催し、組合員の団結強化と権利闘争の歴史・意義の学習を深めてきたが、諸情勢の変化にも鑑み、遺憾の極

みながらも、不服申立審理は続いている。

この間の県独自給与削減や、現在安倍首相が検討を命じている給与制度の総合的見直しなど、私たちの賃金・労働条件が脅かされる

一方で、人勸制度の形骸化の歴史を継承し、全国の仲間と連帯しながら、労働基本権の早期回復への闘いと、賃金・権利闘争を一層強化

していく決意を込め、左の声明を発売した。

声 明

1974春闘、1976春闘、1980春闘、1983秋闘及び1984秋闘にあって、県当局は岩手県職労に対する不当な組織介入とも言うべき懲戒処分を組合員に下した。岩手県職労は、この不当処分を当局に撤回させるために、不当処分撤回闘争に取り組み、被処分者は、県人事委員会への不服申立を行ったが、労働基本権を確立するまでは至らず、不当処分の取消しも実現していない現状にある。しかしながら、諸情勢の変化並びに組合員の利益確保及び組織強化の必要性に鑑み、苦渋の判断の結果、本日、当該不服申立人の受任者である主任代理人は、当該申立に係る取下書を県人事委員会に提出した。

1970年代からこれまで、様々な闘いの積み重ねにより、多くの職場で職員の労働者としての権利が確立され、職場の民主化、適正な労使関係の構築に大きく貢献してきたことは、県職労運動の一つの成果として確認することができる。一方で、当時の県当局の懲戒処分は、意図的な労働組合弱体化攻撃だったことは、厳然たる事実として認識されなければならない。

係る不当な処分を撤回させるべく、県人事委員会への不服申立を5事案で延213人の組合員が行ったものであるが、遺憾の極みながらも、審理の再開・継続は断念せざるを得ない状況と判断したものである。

我々地方公務員労働者を取巻く現状は、長らく賃金デフレ下の厳しさにあって、2014年人勸に向けては、政府が給与引下げ見直しを人事院に要請する由々しき事態となっている。

人勸制度の形骸化が進行する一方で、我々の労働基本権は回復されないばかりか、東日本大震災の発生以降、労働条件の整備は追いつかず、人員の不足、超過勤務の増大、心身不調の懸念等が増しているのが職場の現実である。

いま岩手県職労に求められているテーマは、こうした現状の打破と、組合員が明るい未来を信じられる職場環境づくりである。

我々岩手県職労は、一連の闘争の取束を契機とし、組合員の持てる力を再結集し、組織の体制強化を図った上で、眼前の課題を解決するための次の闘いに備え、全国の仲間との連帯の中で運動を展開するとともに、早期の労働基本権回復を追求していかなければならない。

さらに、県当局の処分行為全般について、恣意的運用がなされないよう監視・牽制を加えていくとともに、震災からの復興を支える組合員の労働条件の向上と真の地方自治確立に向け、岩手県職労一丸となって取組みを進めるものである。

2014年5月22日

岩手県職員労働組合
中央執行委員長 平中 清人
74・76・80・83・84事案不服申立人
主任代理人 高橋 文雄

県職連合第15回定期大会・県職労第111回定期大会

- ◆日時 2014年6月14日(土) 午前10時～午後4時30分
 - ◆場所 「自治労県本部会議室」
盛岡市南大通り2丁目10-38
 - ◆提出予定議案
 - 第1号議案 2013年度一般会計、特別会計、総合共済決算の承認を求めることについて
 - 第2号議案 2014年度運動方針(案)について
 - 第3号議案 2014年度一般会計、特別会計、総合共済予算(案)について
 - 第4号議案 中闘争委員会及び拡大闘争委員会の設置について
 - 第5号議案 特別執行委員の選任について
 - 第6号議案 選挙管理委員会の設置及び委員の選出について
 - 第7号議案 専門委員会の設置について
 - 第8号議案 2015年度中央執行委員の数の決定について
 - 第9号議案 他団体に派遣する役員の承認について
 - 第10号議案 その他
- ※事前に分会に配布予定の議事書を参照下さい。

第五世代

74・76・80春闘、80・83秋闘におけるストライキに対し、当時の当局は、県職労に対する組織介入とも言うべき不当処分を下した。処分取下げを求める不服申立人はのべ213人に及び、以降約40年もの間、息の長い闘いが継続されてきた▼当時の岩手県職員の賃金水準は全国最下位クラスが続き、こうしたギリギリの生活を強いられる状況を打開するともに、真の労働基本権を確立するため、先輩方は仲間の団結を力に果敢にストライキを決行した。この闘いの歴史は、公務員労働者としての権利闘争の歴史でもあった▼取下書の提出にあたって高橋主任代理人は「今なお組合側に風が吹いている訳でもなく、人事院も政治も働く者の方を向こうとしない。人事委員会が有効に機能するよう期待する」と述べた▼今当時と同じ闘争を展開することは困難かもしれない。しかし、職場の現実や厳しい生活実態を訴え続けることはできるはずだ。決してあきらめず、職場の仲間一人ひとりと団結し、労働者として当たり前の要求行動を展開していこう。先輩の闘いを後世につないでいく糧は、今私たちにかけられている。

じちろう セツ共済

きめ細かな保障を家計にやさしい掛金で

全支部で一斉募集始まる

申し込み締切日と申込日

申し込み締切日 6月17日(火)

現契約のまま更新される場合は、提出は不要です。

申し込み締切日と申込日は違います。申し込み締切日は6月17日(火)、申込日は、加入する方が申込書を記入する日です。この日が「健康告知」(新規に加入する方、保障を増額する方の健康状態を申告していただく日)の基準日となります。

新規に加入する方または、補法を増額する方は申込書の「申込記入日」を必ずご記入ください。

契約期間

2014年10月1日から
2015年9月末日までの1年間です。

以降、1年ごとに共済契約を更新し、在職中の組合員であるかぎり満65歳まで継続することができます。

契約いただける方

団体生命共済の契約者となることのできるのは、組合員本人です。

加入いただける方

- 以下のすべての要件を満たす方
- 組合員本人は…
 - 出資金をお支払いいただいている方
 - 県職労の組合員
 - 発効日現在、満51歳未満の方
 - 配偶者は…
 - 団体生命共済に加入している組合員の配偶者(内縁関係も含む)
 - 発効日現在51歳未満の方
 - *満65歳まで継続いただけますが、満51以上の新規加入や補償額の増額はできません。
 - 子どもは…
 - 団体生命共済に加入している組合員の子ども。
 - ①発効日現在の年齢が満25歳未満、かつ②未婚、かつ③組合員またはその配偶者と生計を一にする子ども。

詳しくは、後日配布されるパンフレット等をご確認ください。お問い合わせは各支部書記局まで

じちろう共済は設立以来、営利を目的とせず、生活協同組合として、組合員とその家族の暮らしを守りながら組合員一人ひとりが運営の担い手となり、「団体生命共済」や「マイカー共済」など、生活と財産を守る共済制度として、広く皆さんにご利用いただいています。

組合員のニーズや意見を出し合いながら、より一層充実した制度として生まれ変わってきています。

アベノミクスで景気浮揚につながるというマスコミ等でいわれていますが、私たちにその恩恵は感じられず、むしろ消費増税で可処分所得は減少しているのが実感です。

だからこそ、「じちろう共済」への加入・拡大をお勧めします。

「団体生命」の他にも「火災共済」「自然災害共済」、退職後に備えての「長期共済」、お子さまの将来に備えて「親子共済」など幅広い共済制度をご用意しています。

詳細は、配布されるパンフレットをご参照ください。また、ご家族の皆さんとご相談いただき、型上げ・増口についてのご検討をお願いします。

今年も5月21日から「じちろうセツ共済」の一斉募集が行われています。組合員の皆さんには職場オルグや学習会を通じ、また、機関紙やパンフレット等を参考に新規申し込み・型上げ等についてご検討いただきたいと思えます。じちろうセツ共済は、充実した制度内容をもとに、皆さんのお声に耳を傾けながら、ともに歩んでいきます。

一年に一度の加入のチャンス!

労働者犠牲の成長戦略は許さない

安倍政権にNO突き付け、人間らしい暮らし実現を



労働者保護ルールの改悪反対を訴えデモ行進

連合岩手は「STOP THE 格差社会!暮らしの底上げ実現 キャンペーン」の一環として、「5・27中央総行動」・「全国統一集会」を岩手県教育会館で開催し、500人が参加した。全国一斉同時刻の開催として、インターネットで各会場を中継するなど、一体感を持った集会となった。

政府自民党が検討している「成長戦略」の一つに労働者保護法制を改悪する案が浮上している。労働者派遣について、これまでは派遣で3年経過すれば事業主に採用の義務が生じることになっていたが、法律改悪により、3年経過しても派遣の身分のまま雇用し続けることができるようになること。また8時間労働のルールを取っ払い、「残業代ゼロ」になる「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入など、低賃金のまま長時間労働を強いる制度に変えようとしている。労働者保護のための制度を使用者に有利な制度に改悪を狙うものである。

主催者である連合岩手豊巻会長は「安倍政権にNOを突き付け、人間らしい暮らしを求めよう」と訴え、インターネット中継による連合本部古賀会長から「働く者を犠牲にした成長戦略は許されない」と全国に決起を促した。集会后は菜園通りをデモ行進し、格差社会の是正、保護ルールの改悪阻止を訴えた。

連合「STOP THE」格差社会!暮らしの底上げキャンペーン 5.27全国統一集会

新体制確立

胆江支部
胆江支部は5月13日、2014年度の支部体制確立に向けて役員選挙を行い、候補者全員が信任され、新体制を確立した。

書記次長 長沢 亨(農業改良普及センター)
執行委員 荒屋 良一(総務部)
小野真一郎(保健福祉環境部)

釜石支部

- 支部長 多田野 修(農林部)
副支部長 小川 元(水産技術センター)
書記長 菅原 佳宣(経営企画部)
書記次長 三上 雅弘(保健福祉環境部)
- 執行委員 阿部 貴之(土木部)
佐藤 長市(土木部)
山本 裕(水産部)
児玉 琢哉(水産技術センター)
及川健太郎(漁業取締事務所)
会計監事 千葉 浩(経営企画部)
野澤 清志(水産部)

胆江支部

- 支部長 佐藤 力也(土木部)
副支部長 飯坂 覚(産業技術短大)
三角 正裕(農政部)
書記長 佐々木知正(林務部)

明日は明日の風が吹く...

だから明日に備えなきゃ!



入院は日帰りからお支払い、ケガのときは通院だけでも保障
組合員同士の助け合いの輪にあなたもぜひ!

お問い合わせ・お申し込みは組合へ

じちろうの団体生命共済

全労済 自治労共済本部

知ってる?

取り忘れてない?

この休暇
隔号シリーズ

今回は...
結婚休暇

6月は「June bride」と言われるように、結婚式のシーズン。欧米の言い伝えで、この月に結婚すると幸せになれるとか...結婚休暇は連続する7日間の取得が可能です。以前は土日等を含む7日間でしたが、県職労が要求を続け、土日等を除く7日間へ延長させました。同様に、記念日入籍や結婚式を行わない人が増える中、必ずしも結婚の時期と新婚旅行等の時期が合うとは限らないため、取得できる期間を1年以内へと拡大させてきました。

取得理由	結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当と認められるとき。
取得日数	連続する7日間。 (週休日や勤務を要しない日を除く7日間)
取得期間	結婚の日の7日前から。 以下の場合、結婚の日後1年。 ア 業務の都合により休暇を取得することが困難 イ 親族の死亡等で慶事を行うこと等が慣行上困難 ウ 公務災害等の療養のため、休暇取得が困難 エ その他人事委員会が認めた場合